

《パブリックコメント》

## (仮称) 宇治市ケアラー支援条例（初案）への 意見募集について

～ 市民の皆さんのご意見をお寄せください ～

(仮称) 宇治市ケアラー支援条例は、ケアラーを社会全体で支えるため、ケアラーに対する支援に関し、基本理念を定め、全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的として制定するものです。

宇治市議会では、令和6年6月定例会において『宇治市ケアラー支援条例制定を求める請願』を採択し、文教・福祉常任委員会において、(仮称) 宇治市ケアラー支援条例の制定に向けた協議を重ねてきました。

この度、「(仮称) 宇治市ケアラー支援条例（初案）」として取りまとめましたので、市民の皆さんからのご意見等を募集します。今後、これらのご意見等を考慮してさらなる検討を進めてまいります。

宇治市議会

## ご意見等の募集

### 第1 意見等を提出できる方

- (1) 本市の在住、在勤、在学者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 本市に対して納税義務を有する個人及び法人
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本条例初案に利害関係を有するもの

### 第2 提出の方法

書面に氏名、住所、ご意見等をご記入の上、下記の提出先のいずれかへ提出してください。その際の書面につきましては、別紙の意見等記入用紙以外の用紙に記入していただいても結構です。

### 第3 提出先

- (1) 持 参 : 議会事務局 (宇治市議会棟 2階)
- (2) 郵 便 : 〒611-8501 (住所省略可) 宇治市議会事務局 宛
- (3) ファクシミリ : 0774-20-8786
- (4) 電子メール : [gikaijimukyoku@city.uji.kyoto.jp](mailto:gikaijimukyoku@city.uji.kyoto.jp)
- (5) 市内公共施設に設置している「市民の声投書箱」
- (6) WEBフォーム :

[https://apply.e-tumo.jp/city-uji-kyoto-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=1862](https://apply.e-tumo.jp/city-uji-kyoto-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1862)

※スマートフォンから回答する場合は、  
右の二次元コードからアクセスしてください



### 第4 募集期間

令和8年4月21日(火)から令和8年5月20日(水)まで

### 第5 お問い合わせ先

「(仮称)宇治市ケアラー支援条例(初案)」についてのお問い合わせは、議会事務局までお願いします。

また、パブリックコメントのご案内及び「(仮称)宇治市ケアラー支援条例(初案)」は、宇治市議会ホームページにも掲載しております。

電話番号 : 0774-20-8747 (議会事務局直通)

ホームページ : <https://www.city.uji.kyoto.jp/site/gikaijimukyoku/> (市議会トップページ) ⇒ 議会の広報、情報公開 ⇒ (仮称)宇治市ケアラー支援条例

<https://www.city.uji.kyoto.jp/> (宇治市トップページ)

宇治市トップページ ⇒ 市政 ⇒ 情報公開 ⇒ パブリックコメント

提出されたご意見等、住所、氏名等については宇治市議会の個人情報の保護に関する条例に基づき、適正に管理いたします。意見募集結果の公表に際して、ご意見等以外に記載された内容(住所・氏名等)については公表いたしません。また、お寄せいただいたご意見等に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

お寄せいただきましたご意見等の取りまとめの結果及びご意見等に対する回答につきましては、7月頃宇治市ホームページに公表予定です。